



第3期 亀岡市地域福祉計画

概要版

認めあい、支えあい、助け合える
ずっと住みたい笑顔のまちづくり



令和3年3月
亀岡市

「地域福祉」とは？

地域福祉とは、誰もがさまざまな課題を抱えながらも住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、市民・福祉関係団体・社会福祉協議会・行政等がお互いに支えあい・助け合いながら課題解決に取り組む考え方です。



例えば…

地域で見守ってくれる人がいる



ひとり暮らしの人に声をかける



地域の行事で交流がある

地域内で助けあいがある



亀岡市では…

亀岡市では、平成28年3月に「つながり支えあう みんながともに輝くまち かめおか」～絆づくり 人づくり 地域づくり～を基本理念として、『改定亀岡市地域福祉計画』を策定し、平成30年3月には中間見直しを行いながら、地域ネットワークの強化や相談窓口の充実等、地域福祉課題の解決に向けた取り組みを進めてきました。

今回
新たに

第3期亀岡市地域福祉計画の策定

地域のつながりや関係機関との連携により地域福祉課題に対して長期的、継続的な支援を実現し、誰もが安心して暮らせる地域づくりのため、前計画及び中間見直しの内容を踏まえ、第3期の地域福祉計画を策定します。

計画の位置づけ

この計画は、社会福祉法第107条に基づくものです。
亀岡市総合計画を上位計画とし、福祉施策の上位計画として策定しています。

計画の期間

令和3年度から令和7年度までの5年間の計画期間とします。

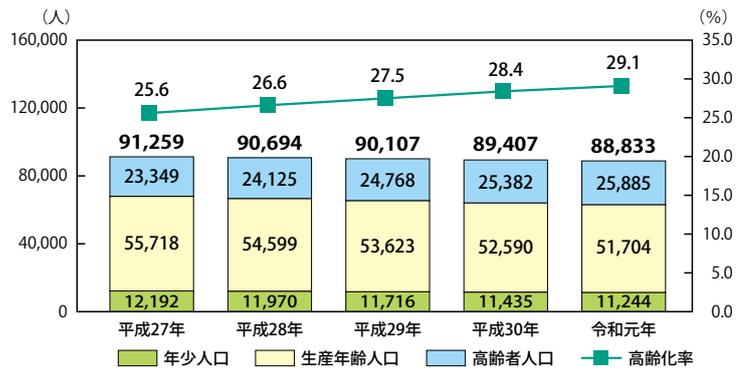


本市を取り巻く現状と課題

統計資料による現状

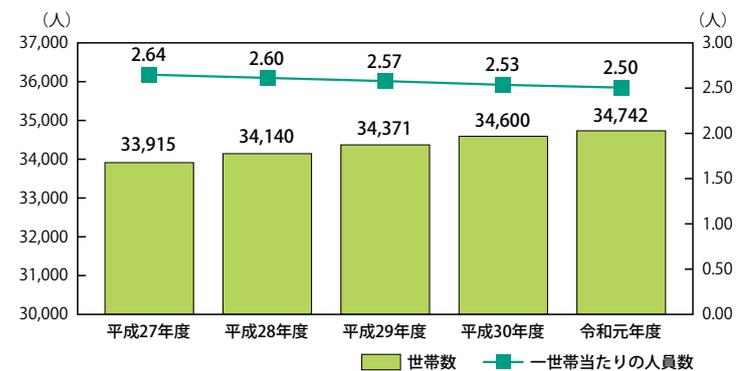
人口の状況

年少人口と生産年齢人口が減少し、高齢者人口が増加しており、高齢化率も年々増加しています。



世帯の状況

世帯数は年々増加する一方、一世帯当たりの人員数は減少しており、核家族化が進んでいると考えられます。



アンケート調査から見た状況

地域で活動されている民生委員・児童委員、自治会役員、地域福祉に関する活動団体の人々に対して行ったアンケート調査では、次のような課題が見えてきました。



計画策定にあたっての5つの課題

統計資料やアンケート調査、前回計画の評価を踏まえ、本計画を策定する上での課題をまとめると下記の5つがあげられます。



これらの課題を解決するために…
次ページへ

基本理念



「認めあい、支えあい、助け合える ずっと住みたい笑顔のまちづくり」

地域福祉をより進めていくためには、地域で暮らすみんなが担い手となり、ともに地域を育んでいくことが重要であり、誰もが住み慣れた地域の中でいつまでも笑顔で暮らし続けることのできるまちづくりを推進するため、支えあいの基盤となる地域づくりや課題を抱える人への支援の充実に向けた取り組みを進めていきます。

基本目標

基本目標 1 誰もが安心して暮らしていける身近なコミュニティづくり

誰もが必要な支援を受けられるよう支援体制の充実を図るほか、災害時の支えあいを進めるための日常からの見守り等、日常生活を送る身近な地域の中で安心して暮らし続けるためのコミュニティづくりを進めます。



基本目標 2 つながりによる福祉の基盤づくり

市民の福祉活動への参加が進むよう、福祉教育の機会を提供するほか、ボランティアや活動団体への支援を進め、地域で活発に地域福祉課題の解決に向けた取り組みが実施されるように努めるとともに、団体等の活動や取り組みに関する情報を周知し、つながりのある福祉の基盤づくりを進めます。



基本目標 3 地域課題を解決する支援体制づくり

市民同士・地域での支えあい・助け合いでは解決できない複雑な課題や、既存の制度では支援につなぐにくい課題を抱える人に対し、各関係機関が連携し、包括的・重層的に支援する体制づくりを進めます。



基本目標の関係図

基本目標 1

誰もが安心して暮らしていける
身近なコミュニティづくり

基本目標 2

つながりによる福祉の
基盤づくり

興味はあるが
活動に結びついていない人たち



地域活動
への参加

様々な働きかけ



地域福祉の活動者・団体

自治会

ボランティア
NPO

民生委員
児童委員

活動団体

機会提供

生きがい・やりがい・活躍の場

ボランティア
活動

支えあい
助け合い

交流の場

地域行事



社会参加支援・居場所

社会福祉
協議会

市民・団体等への
働きかけや支援

日常的な
見守り・声かけ

認知症

子育て

介護

生活困窮

障がい

困難を抱えている人・家庭

ニート
ひきこもり

孤立

専門機関への
つなぎ

アウトリーチ
による支援

課題把握
課題解決に向けた支援

活動継続への支援

(各種助成、機会・場・
情報の提供、育成支援等)

行政

社会福祉協議会

包括的
支援体制

関係機関
医療・教育・雇用等

各課窓口
福祉なんでも相談窓口

生活相談
支援センター

地域包括
支援センター



障がい者相談
支援事業所

子育て相談窓口

基本目標 3

地域課題を解決する
支援体制づくり

基本目標 1

誰もが安心して暮らしていける身近なコミュニティづくり

(1) 安心して暮らし続けられる環境づくり

地域住民同士のつながりの輪をつくり、社会参加をしながら、自分らしく生きがいを持って暮らし続けられる環境をつくりま

- ①見守り活動の活性化
- ②地域での居場所づくり
- ③生きがいと社会参加の促進

見守り活動や地域での居場所づくり等に取り組みます。



(2) 日常生活を支える支援の充実

高齢者や障がいのある人、生活困窮者などあらゆる市民が安心して日常生活を送ることができる環境をつくりま

- ①生活支援サービスの充実
- ②生活困窮者への支援
- ③生活環境の整備

生活支援サービス等の充実を図ります。



(3) 災害時の支えあいの仕組みづくり

災害時、要支援者を含めた誰もが取り残されことなく、安全に避難することができる環境をつくりま

- ①防災・減災意識の向上
- ②災害時における要支援者の避難支援体制の整備

防災・減災の意識向上や要支援者の災害時対策等に取り組みます。



基本目標 2

つながりによる福祉の基盤づくり

(1) 市民参加による地域福祉の推進

地域福祉活動やボランティアに意欲や関心のある人が増え、地域の中で日常的な見守りや地域活動が活発に行われる地域を目指し

- ①見守り・支えあい体制の充実
- ②地域のサロン活動等による地域交流の促進
- ③社会福祉協議会による地域福祉の基盤強化
- ④民生委員児童委員活動への支援

地域サロン等、地域の交流促進を図ります。



(2) ボランティア・市民活動の推進

地域で活動するボランティアや団体が増え、地域の課題解決に向けた取り組みが活発に行われる地域を目指し

- ①地域福祉活動を行う活動団体への支援
- ②ボランティア活動の情報発信
- ③市民協働の促進

ボランティア活動の支援等に取り組みます。



(3) 新たな担い手の育成

若者から高齢者まで地域福祉活動に関心のある人が担い手として育ち、様々な人が活躍することができる地域を目指します。

- ①生涯を通じて行う福祉教育の推進
- ②人権意識の醸成と地域福祉の理解促進
- ③人材育成のための活動の充実
- ④活躍できる場の拡大



福祉教育や地域で活躍できる人材の拡大等に取り組みます。

基本目標 3

地域課題を解決する支援体制づくり

(1) 包括的・重層的支援体制の構築

地域における様々な課題を行政や関係する支援機関等が分野にとらわれず包括的・重層的に受け止め、連携して課題解決を図ることができる体制をつくります。

- ①各福祉団体や地域の住民組織との連携
- ②関係機関の連携強化と情報共有
- ③複雑で複合化した課題に対する支援体制の整備
- ④庁内連携体制の強化



関係機関の連携強化や団体間の連携等を図ります。

(2) 相談窓口機能の充実

市民が抱える様々な生活課題等が身近な相談窓口で、分野に関わらず受け止められ、適切な支援につなげられる体制をつくります。

- ①各分野の相談窓口の充実
- ②身近で分野にとらわれない相談窓口の強化



各分野における相談窓口の充実を図ります。

(3) 権利擁護体制の充実

高齢者、障がいのある人、児童等の虐待やDVをなくし、認知症の人や障がいのある人等が安心して自立した地域生活を送ることができる体制をつくります。

- ①成年後見制度の利用促進
- ②金銭管理に関するサービスの啓発
- ③虐待防止の取り組み



成年後見制度の利用促進や虐待防止等に取り組みます。



亀岡市の取組例

福祉に関する困りごと相談 ～福祉なんでも相談窓口～

生活困窮や介護、子育てなど、どこに相談すればよいか分からない福祉に関する様々な困りごとを相談できる窓口として「福祉なんでも相談窓口」を開設しており、ひきこもりでお悩みのご本人やご家族の相談を受け付ける「ひきこもり相談支援窓口」も併せて開設しています。

相談
窓口機能の
充実



災害時の要配慮者支援

「災害対策基本法」に基づき、一定の要件に基づき、災害時に自力で避難することが困難な人を対象に、「避難行動要支援者名簿」を作成し、自治会等の連携団体への情報提供を行います。また、関係機関が協力して個別避難計画の作成を行うことで、要支援者の円滑な避難に努めています。

災害時の
支えあいの
仕組みづくり



亀岡市手話言語及び 障害者コミュニケーション条例

本市は、障がいがあってもなくても、すべての市民が互いに人格と個性を尊重し、支えあいながら自分らしく豊かに暮らすことができる地域社会を構築するため、平成30年4月1日にこの条例を施行しました。

日常生活を
支える
支援の充実



あなたのまちの 民生委員・児童委員

本市では、地域の方々の最も身近な相談役として、地域福祉の中心的な役割を担う民生委員・児童委員181名と、主に児童問題に取り組む主任児童委員18名が活動しています。

市民参加
による
地域福祉の
推進



第3期亀岡市地域福祉計画(概要版)

発行:令和3年3月 発行者:亀岡市

〒621-8501 亀岡市安町野々神8番地 TEL:0771-25-5029 Fax:0771-24-3070

